

上道駅南口自転車等駐車場ほか1施設

指定管理者募集要項

令和8年8月

岡山市 都市整備局
都市・交通部 交通政策課

【 目 次 】

ページ

I 管理施設について

- 1 指定管理者公募の趣旨 P 1
- 2 施設の概要 P 1

II 指定管理者が行う業務について

- 1 指定期間 P 1
- 2 指定管理者が行う業務 P 1
- 3 利用料金及び指定管理料 P 2
- 4 指定管理者の指定、業務引継ぎ及び協定書の締結 P 4
- 5 その他（留意事項等） P 4

III 応募について

- 1 応募資格 P 5
- 2 応募方法 P 6
- 3 応募に当たっての留意事項 P 8

IV 審査について P 9

V 指定の取消し等について P 9

VI お問い合わせ先 P 10

◇別表 1 リスク分担表 P 11

◇別表 2 指定管理者選定基準 P 13

◇様式

- ・ 応募資格申立書 (様式第 1 号)
- ・ 指定管理者指定申請書 (様式第 2 号)
- ・ 共同事業体結成届出書 (様式第 3 号)
- ・ 共同事業体協定書 (様式第 4 号)
- ・ 事業計画書 (様式第 5 号)
- ・ 自主事業計画書 (様式第 6 号)
- ・ 自主事業収支計画書（年度別、通年） (様式第 7 号)
- ・ 収支計画書 (様式第 8 号)
- ・ 収支計画書（年度別、通年） (様式第 9 号)
- ・ 職員配置計画書 (様式第 10 号)
- ・ 賃金水準変動対象人件費及び物価水準
変動対象物件費等提案書 (様式第 11 号)
- ・ 質問書 (様式第 12 号)
- ・ 応募辞退届 (様式第 13 号)

- 《別添 1》 上道駅南口自転車等駐車場ほか1施設指定管理業務仕様書
- 《別添 2》 施設の概要
- 《別添 3》 位置図
- 《別添 4》 平面図（電気配線図等を含む）
- 《別添 5》 利用状況
- 《別添 6》 別紙 1（備品Ⅰ種）
- 《別添 7》 別紙 2（備品Ⅱ種）
- 《別添 8》 施設管理用カメラの設置及び運用について
- 《別添 9》 近隣駅の市営自転車等駐車場の利用料金、一時駐車・定期駐車の利用割合（参考）

I 管理施設について

1 指定管理者公募の趣旨

上道駅南口自転車等駐車場ほか1施設の管理運営を効果的かつ効率的に行うことを目的に、岡山市自転車等駐車場条例（昭和63年市条例第15号。以下「条例」という。）第2条の2の規定に基づき、指定管理者を募集します。

2 施設の概要

- | | | |
|-------|---|---------|
| ・施設名 | } | 別添2のとおり |
| ・設置目的 | | |
| ・所在地 | | |
| ・構造 | | |
| ・面積 | | |
| ・開設年月 | | |
| ・位置図 | | 別添3のとおり |
| ・平面図 | | 別添4のとおり |
| ・利用状況 | | 別添5のとおり |

※現状の無料自転車等駐車場に記載の日時に駐輪されていた台数（1日の動き等は不明）です。有料化による駐輪台数への影響も考慮して収入の積算を実施してください。

II 指定管理者が行う業務について

1 指定期間

令和9年4月1日から令和16年3月31日まで（7年間）

ただし、指定期間内であっても指定管理者の指定を取り消すことがあります。

*詳細は「V 指定の取消し等について」をご覧ください。

2 指定管理者が行う業務

(1) 施設の管理運営に関する業務

別添1「上道駅南口自転車等駐車場ほか1施設指定管理業務仕様書」に定める業務

(2) 自主事業

- ア 指定管理者は、施設の設置目的の達成に寄与し、ひいては市民の満足度を上げるため、施設の管理運営に関する業務を妨げない範囲において、施設を活用し、自主事業を実施することができます。
- イ 自主事業の実施に要する経費は、指定管理者が負担し、事業により得た収入は、指定管理者に帰属します。また、施設の管理運営に関する業務と自主事業とは経理を明確に区分してください。
- ウ 自主事業の実施において、第三者に損害を与えた場合の損害賠償など当該事業の実施に伴う一切の責任は、指定管理者において対処していただきます。
- エ 自主事業の実施にあたり、指定管理者は、岡山市から事業内容の事前承認を受け、必要な使用許可手続をし、使用料若しくは利用料金またはその両方を納付する必要があります。必要な使用許可手続とは、自主事業の内容が施設の設置目的の範囲内にあたる場合、施設を通常に使用する際の使用許可を受けることとなります。自主事業の内

容が施設の設置目的の範囲外にあたる場合、指定管理者は、岡山市から行政財産の目的外使用許可を受けることとなります。

なお、岡山市が必要と認めるときは、自主事業実施に当たり、条件を定めることがあります。

※新設（移設）する施設であるため、スペースを利用する自主事業については、承認できない場合や、利用状況を見てから承認の判断を行う場合等があります。

- オ 指定管理者は、公募時に提案した自主事業について、岡山市の承認を受けた内容は、管理運營業務開始後 2 年以内に実施するものとします。なお、別途、岡山市が認めたものについては、この限りではありません。

3 利用料金及び指定管理料

- (1) 施設の指定管理に当たっては、利用料金制度を採用するため、利用料金については、指定管理者が自らの収入として収受できます。
- (2) 利用料金の額は、一時駐車については条例に定める上限額の範囲内で、定期駐車については、下表の上限額の範囲内で指定管理者が提案するものとします。ただし、周辺の類似施設（周辺駅の市営自転車等駐車場を含む）の利用料金に比して、均衡を失する提案はできません。なお、定期料金は 1 か月定期、3 か月定期及び学生 1 か月定期、学生 3 か月定期を設定すること。市は、指定管理者からの提案が適当と認めるときは、所定の手続きを経て、利用料金を決定するものとします。

条例に定める上限額（令和 9 年 4 月 1 日時点）

施設名	駐車の種別	上限額
上道駅南口 自転車等駐車場	自転車	1 日又は 1 回につき 100 円
	原動機付自転車	1 日又は 1 回につき 210 円
上道駅北口 自転車等駐車場	自転車	1 日又は 1 回につき 100 円
	原動機付自転車、自動二輪車	1 日又は 1 回につき 210 円

定期駐車の上限額

駐車の種別	上限額
自転車	1 か月 1,270 円（学生 1,060 円）
	3 か月 3,410 円（学生 2,770 円）
原動機付自転車、自動二輪車	1 か月 2,670 円（学生 2,130 円）
	3 か月 7,150 円（学生 5,760 円）

- (3) 指定管理者は、指定期間が開始され、概ね 6 か月経過した後に、利用実績等を踏まえた合理的な根拠を示した上で、条例に定める上限額の範囲内で利用料金の変更案を提案することができるものとします。ただし、周辺の類似施設（周辺駅の市営自転車等駐車場を含む）の利用料金に比して、均衡を失する提案はできません。市は、指定管理者からの提案が適当と認めるときは、所定の手続きを経て、利用料金を変更するものとします。
- (4) 利用料金変更後も、上述の合理的な根拠を示した上で、変更案を提案することができま

すが、利用者に混乱が生じる可能性があるため、6 か月間は継続して同一の料金設定としてください。

- (5) 指定管理料は、施設の管理運営業務に伴う必要経費と利用料金等の収入とを勘案して、その金額と考え方について、具体的にご提案ください。

指定管理料の金額については、年度別金額及び指定期間中の合計額（7 年間分）を提示してください。このとき、年度ごとに消費税及び地方消費税（率10%）を含んだ金額とし、期間中の指定管理料は各年額を合計した額としてください。

併せて、本業務の執行により生じた収益の処分の考え方についても、ご提案ください。

※利用状況（別添 5）は、現状の無料自転車等駐車場に記載の日時に駐輪されていた台数（1 日の動き等は不明）です。有料化による駐輪台数への影響も考慮して収入の積算を実施してください。

- (6) 指定管理料は、前項を含め、応募団体から提出された事業計画等に基づいて、協定書で定める額とします。なお、各年度中の賃金水準又は物価水準の著しい変動により、協定書で定めた各年度の指定管理料が不適当と認められるときは、指定管理料の変更に關する協議を申し出ることができるものとします。また、指定管理料の提案において自主事業からの繰入金を勘案した場合は、当該自主事業が実際に実施できるかどうかにかかわらず、提案された指定管理料に基づいて管理運営業務を実施していただきます。

- (7) 指定期間中に施設利用者から収受した利用料金については、原則として、指定管理者に帰属するものとします。

- (8) 指定管理料の上限額（消費税及び地方消費税を含む。）は、次のとおりです。

81,000,000円（令和 9 年度から令和15年度の 7 年分）です。

なお、指定管理料の提案額は、7 年間の合計の指定管理料の上限額以下である必要があります。

- (9) 各年度において、応募時に指定管理者が提出した収支計画を超える収入があった場合は、収支計画を超える収入の 5 割を変動納付金として岡山市に納付していただきます。
- (10) 指定管理期間中に、管理運営体制の簡素化・合理化・その他（最新機器を導入するなどデジタルトランスフォーメーションによる省人化、公募時に設置を見込んでいた駐車管理機器等の機種変更・設置の中止又は設置の遅延等）の提案を本市が承諾する場合、市と指定管理者が協議の上、経費削減見込み額の一部を指定管理料の減額として求めることができるものとします。
- (11) 指定管理者は、指定管理者が準備すべき駐車場管理機器等の製造や設置工事に不測の期間を要し、指定期間の開始から駐車管理機器等を用いた管理ができない場合、当該機器等の不設置期間の短縮に最大限努めるものとする。ただし、その不設置期間が長期にわたる場合は、リース料等の経費削減とみなし、市は経費削減見込み額の一部を指定管理料の減額として求めることができるものとします。

- (12) 指定管理料の支払い方法ほか、必要な事項については、協定書で定めるものとします。

- (13) 様式第 8 号・9 号の支出科目は、下記の 9 項目の経費区分に従って積算してください。

ア 人件費

施設に勤務する職員等に係る人件費

イ 需用費

施設の運営に必要な経費（消耗品費、通信費、保険料、ゴミ処理手数料等）

ウ 光熱費

施設の運営に必要な電気代

エ 修繕費

施設の修繕に必要な経費（施設や施設設備の保全のための費用で、1,000千円/件未満のもの）

オ 施設管理経費

施設管理に要する経費（保守点検、清掃業務等）

カ 機器等リース費（駐車管理機器等）

精算機等の管理運営業務に必要な機器等のリース費

（※別添1の仕様書に記載のとおり、別添7の「別紙2（備品Ⅱ種）」については、指定期間の残りが極端に短いときに機器等が故障するなど特別な事情がある場合を除いて、市の承認を得た未使用品を設置する必要がありますので、それを踏まえた積算をしてください。）

キ 機器等リース費（施設管理用カメラ）

カメラのリース費（※ 積算についての注意事項については、前項「カ」と同様です。）

ク 一般管理費

ケ その他経費（上記のいずれにも該当しない経費）

4 指定管理者の指定、業務引継ぎ及び協定書の締結

- (1) 指定管理者の指定は、岡山市議会での議決を経て行います。その後、管理運営に係る協定書を締結します。また、あわせて、放置自転車等の保管・返還業務に伴う返還手数料、定期券等再交付手数料等の徴収事務委託の手続きも行います。
- (2) その他、詳細については、岡山市と指定管理者とが協議するものとします。
- (3) 指定期間が満了する年度においては、12月から3月にかけて、引継ぎ事務が発生します。岡山市と詳細な事項について協議の上、引継ぎを行ってください。

5 その他（留意事項等）

- (1) 不可抗力その他岡山市及び指定管理者のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた公の施設の管理に伴う損害については、指定管理者とその負担責任の帰属及び負担割合について協議させていただきます。（修繕等のリスク分担については、別表1「リスク分担表」のとおりです。）
- (2) 指定管理者は、その地位によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはなりません。
- (3) 指定管理者は、管理業務を一括して、又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。
- (4) 指定管理者は、事前に書面による岡山市長の承認を得た場合は、管理業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせることができます。
- (5) 管理業務に際しては、守秘義務の遵守を徹底していただきます。管理業務に関して保有する個人情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）に従い、適切な管理を行っていただきます。
- (6) 管理業務に関する情報の公開については、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号）の趣旨を踏まえ、公開に努めていただきます。
- (7) 施設の管理運営に関する業務の実施状況について、別添1仕様書のとおり日常報告及び定期報告等を行っていただきます。

- (8) 施設の管理運営に関する業務の実施状況に対するモニタリング・評価結果については、公表します。
- (9) 施設の管理運営に関する業務の収支については、公表または公開します。
- (10) 岡山市議会において、指定管理者を指定する議案、指定管理料に関する議案が議決されなかった場合及び否決された場合、候補者が本件に関して支出した費用については、岡山市は補償しません。

Ⅲ 応募について

1 応募資格

- (1) 法人その他の団体（以下「団体等」という。）であること。法人格の有無は問わず、グループでの応募も可能です。個人又は個人と同一視されるような団体（組織、責任主体、代表者、意思決定、財産管理等の定めがないもの）は申請できません。
- (2) 指定期間中、対象施設を一体的に安全かつ円滑に管理運営できる経営の規模及び能力を有する団体等であること。ただし、グループの場合は、各構成員の経営の規模及び能力を総合して、対象施設を一体的に安全かつ円滑に管理運営できる経営の規模及び能力を有していればよいものとします。
- (3) 岡山市内に本社、支社又は営業所等、事業活動の拠点があること。ただし、グループの場合は、代表となる団体等が岡山市内に本社、支社又は営業所等、事業活動の拠点を有していればよいものとします。
- (4) 駐車台数100台以上の時間貸しの有料自転車等駐車場の管理運営実績があること。ただし、グループの場合は、各構成員の管理運営実績を総合して、同様の施設の管理運営実績を有していればよいものとします。
- (5) 団体等又はその代表者が、次の事項に該当しないこと。
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者が代表者である。
 - イ 破産者で復権を得ない者が代表者その他役員である。
 - ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山市における一般競争入札等の参加を制限されている者が代表者その他役員である。又は同項の規定により岡山市における一般競争入札等の参加を制限されている。
 - エ 団体等が、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定により岡山市から指定の取消しを受けた日から2年を経過していない。
 - オ 岡山市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者が代表者その他の役員である。
 - カ 国税又は地方税を滞納している者が代表者その他役員である。又は団体等が国税又は地方税を滞納している。
 - キ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定するものをいう。）が代表者、役員又は従業員である。
 - ク 岡山市の長、他の執行機関の委員又は市議会議員が代表者その他役員である。（外郭団体及び町内会その他これに準ずる団体を除く。）
 - ケ 団体等が、岡山市から、岡山市指名停止基準別表第7項第1号ア、同項第2号ア、

第8項第1号、第9項又は第11項のいずれかに該当することを理由に、指名停止されている。

※ 複数の団体等がグループを構成して申請する場合は、次の事項に留意してください。

- (ア) グループで適切な名称を設定し、代表となる団体等を選定の上、申請の際にグループを構成したことを証する書面（任意のもので構いませんが、共同事業体結成届（様式第3号）及び共同事業体協定書（様式第4号）を参考として作成しています。）を提出してください。この場合、代表となる団体等は、当該グループにおける責任割合が最大でなければなりません。なお、責任割合が最大であることの確認は、様式第4号共同事業体協定書の例であれば、損益の分担割合をもって行います。
- (イ) 当該グループの全構成員が、応募資格（1）及び（5）を満たしていなければなりません。
- (ウ) 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で、この募集要項により指定管理の指定の申請をすることはできません。
- (エ) 応募に関する事務は、代表となる団体等を通じて行います。
- (オ) 申請後の代表団体等、グループを構成する団体等の変更は、原則として認めません。ただし、市が管理運営業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとする。

2 応募方法

(1) 提出書類

次の書類について、各21部（正本1部、副本20部）をご提出ください。

ア 応募資格申立書（様式第1号）

イ 指定管理者指定申請書（様式第2号）

※グループで申請する場合に添付するもの

・共同事業体結成届出書（様式第3号）

・共同事業体協定書（様式第4号）

ウ 事業計画の概要（A4版片面2枚以内）※両面印刷可

事業計画の中で、特にアピールしたい内容等を記載してください。

エ 事業計画書（様式第5号）

A4版縦形式で30ページ以内とし、本文で使用する文字のフォントサイズは、図面や表を除き11ポイント以上としてください。

オ 自主事業計画書（様式第6号）、自主事業企画書（※様式は任意）

カ 自主事業収支計画書〔年度別、通年〕（様式第7号）

キ 収支計画書（様式第8号）

※運用開始時の収容台数、利用料金の計画も記入してください。

ク 収支計画書〔年度別、通年〕（様式第9号）

※ 年度別収支計画書については、支出科目ごとに、賃金水準の変動、最低賃金の今後の動向及び物価変動の状況等を反映し、施設に応じた適切な算定により金額を記入してください。

ケ 職員配置計画書（様式第10号）

※事業計画書の勤務ローテーションと配置人数を一致させてください。

コ 賃金水準変動対象人件費及び物価水準変動対象物件費等提案書（様式第11号）

サ 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類

シ 貸借対照表（直近３年分）

ス 損益計算書（直近３年分）

セ 利益処分書又は株主資本等変動計算書（直近３年分）

ソ 国税・県税・市税の納税証明書（発行日から１月以内のもの）

※納税証明書については、滞納が無いことを証明できるよう、次のとおりとします。

国税：「納税証明書」（法人税、消費税及び地方消費税に未納税額のない証明書）

県税：「納税証明書」によって、県徴収金の滞納がないことが証明できること。（証明書の使用目的は、「指名競争入札参加資格審査申請」で可能。

市税：「滞納無証明書」（岡山市契約課／水道局入札参加資格審査用）によって、未納税額がないことを証明できること。

※県税及び市税については、岡山県及び岡山市の納税証明書とします。ただし、申請者の所在地が岡山県以外又は岡山市以外であるときは、当該所在地の県税及び市税の納税証明書も添付してください。

タ 法人登記簿等の登記事項証明書又は登記簿謄本（発行日から３月以内のもの）

※「履歴事項全部証明書」（登記簿に記録されている閉鎖のない事項の全部の証明）

チ 役員の氏名（フリガナ）、住所、生年月日及び略歴（最終学歴及び職歴）を記載した書類

ツ 印鑑登録証明書（発行日から３月以内のもの）

テ その他、必要と認める書類

※上記のほか、別途、書類等の提出を求めることがあります。

※グループで申請する場合、「ア」及び「サ」から「ツ」までの書類はグループを構成するすべての団体等のものを提出してください。

※上記提出書類は、軽量化のため、紙製等のフラットファイル等に「ア」から順に綴じ、表紙及び背表紙には、応募対象施設申請書名及び団体等名を明記してください。

また、少なくとも「ウ 事業計画の概要」から「ケ 職員配置計画書」までには通し番号を付したり、提出書類の種別ごとにインデックスを付したりするなど、見やすさに配慮してください。

(2) 申請用紙の配布期間及び場所

ア 申請用紙配布

(期 間) 令和８年８月２４日（月）～令和８年９月１５日（火）

午前８時３０分～午後５時１５分 ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

(場 所) 岡山市北区大供一丁目１番１号

岡山市役所 都市整備局 都市・交通部 交通政策課

イ 岡山市ホームページからのダウンロード

(期 間) 上記ア 申請用紙配布期間と同様

(アドレス) <https://www.city.okayama.jp/0000084209.html>

(3) 質問受付

(期 間) 令和８年８月２４日（月）～令和８年９月８日（火）

午前８時３０分～午後５時１５分 ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

(方 法) 質問は書面でのみ受け付けます。「質問書（様式第１２号）」に記入の上、持参、ＦＡＸ又は電子メールにて提出してください。なお、ＦＡＸ、電子メールに

より質問する場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受信確認を行ってください。書類又は本要項の名称・項目及びページを記入のこと。

※指定管理者の選定評価に支障をきたす質問や、今回の公募及び指定管理業務に必要ないと判断される質問は受け付けません。

(提出先)「VI お問い合わせ先」まで提出してください。

(回 答) 質問への回答は随時、岡山市のホームページで行います。なお回答内容は、本要項及び業務仕様書と一体として効力を有するものとします。

(アドレス) <https://www.city.okayama.jp/0000084209.html>

(4) 応募受付

(期 間) 令和8年9月16日(水)～令和8年9月25日(金)

午前8時30分～午後5時15分 ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

(5) 書類提出先及び提出方法

応募団体は、申請書ほか必要書類を下記提出先にご持参ください。その他の手段(郵送・FAX・電子メール等)による応募は受け付けません。

(提出先) 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市役所 都市整備局 都市・交通部 交通政策課

3 応募に当たっての留意事項

- (1) 関係法令、関係条例及び規則等を承知の上で、ご応募ください。
- (2) 提出された書類の内容を変更することはできません。ただし、岡山市が必要と認める場合は、追加書類の提出や書類の修正を求める場合があります。また、聞き取り調査等を実施することがあります。
- (3) 提出書類は返却しません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。
- (5) 岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会設置条例(平成25年市条例第6号)に基づき設置され、指定管理者の候補者選定に関する審査を行う岡山市公の施設の指定管理候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の委員及び選定に関わる本市職員に対して、応募団体等が本件応募、選定に関して直接、間接を問わず自己の有利となる目的を持って意図的に接触することを禁止します。また、当該接触の事実が判明した場合は、その応募団体等は失格となります。
- (6) 応募に関して必要な費用は、全て応募団体等の負担となります。
- (7) 応募団体等から提出された書類等の著作権は、作成者に帰属します。
- (8) 前号にかかわらず、岡山市は、本要項に基づいて提出される書類の内容を無償で使用できるものとします。
- (9) 応募団体等から提出された前項の書類の全部又は一部、応募団体等の指定管理者選定基準の各項目の採点結果等が公表又は公開されることがあります。また、指定管理候補者選定に係る審議過程、審議結果及びその記録について、公表又は公開されることがあります。
- (10) 申請書類を提出後に応募を辞退する場合は、「応募辞退届(様式第13号)」を、申請書提出課に持参により提出してください。ただし、選定委員会における審査後の辞退は認められません。
- (11) 本募集にあたり、岡山市から応募団体等に提供する書類については、応募に係る検討以

外の目的で使用することを禁じます。

Ⅳ 審査について

- 1 提出された事業計画書等は、選定委員会において内容を審査し、指定管理者の候補者を選定します。
- 2 選定委員会での審査に当たり、提出書類に基づき事業計画、収支計画及び財務諸表等について、応募団体等からヒアリングを行いますので、各応募団体等に付き3人以内で、必ずご出席ください。なお、ヒアリングを実施する日時及び場所については、応募受付期間終了後、選定委員会から応募団体等に通知します。（ヒアリング会場では、プロジェクター等の使用はできません。）
- 3 審査に当たっては、別表2「指定管理者選定基準」により総合的に評価します。
- 4 指定管理料の提案額が、岡山市が予定する指定管理料の上限額を上回った場合は、評価の対象となりません。
- 5 指定管理者選定基準のいずれかの審査項目の内容で、評価点が得られなかった場合は、失格となる場合があります。
- 6 審査結果については、応募団体等に対して、指定管理者の候補者の選定結果通知書の送付により通知します。
- 7 指定管理者の指定議案の議決後、岡山市のホームページで指定管理者の名称等を公表します。グループを構成している場合は、構成員の名称も公表します。また、採点結果については、申請者全員の平均総合点数を公表します。

Ⅴ 指定の取消し等について

以下の事由に該当した場合、指定管理者の指定が取り消され、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ぜられることがあります。

- 1 正当な理由なく、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づく岡山市長の指示に従わないとき。
- 2 条例及び同条例施行規則（昭和63年市規則第11号）の規定又は協定書に記載の事項に違反したとき。
- 3 報告の要求等に対して正当な理由無くこれに応じないとき、又は虚偽の報告をしたとき。
- 4 応募資格を満たさなくなったとき。
- 5 指定管理者に滞納処分、強制執行、担保権の実行としての競売、破産等の手続が開始されたとき。
- 6 指定管理者の代表者、役員又は従業員の行為が、法令、条例、協定等に違反し、又は違反するおそれがあると認められるとき、その他管理業務を継続させることが社会通念上著しく不適当であるとき。
- 7 管理業務の処理が著しく不適当であると認められるとき。
- 8 管理業務を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき。
- 9 その他指定管理者として不適当と認められるとき。

VI お問い合わせ先

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

岡山市 都市整備局 都市・交通部 交通政策課

T E L : 086-803-1375

F A X : 086-234-0435

E-mail : koutsuuseisaku@city.okayama.jp

お問い合わせ時間等：午前8時30分～午後5時15分

※土曜日・日曜日・祝日は除きます。

リスク分担表

種 類	原 因 ・ 内 容	負担者	
		市	指定 管理者
社会情勢等の変動による経済的損失	法令の変更などによるもの		○
	需要見込みの変化や競合施設によるもの		○
	税制の変更に係るもの		○
	指定管理料に係る消費税及び地方消費税	○	
	賃金水準・物価水準の著しい上昇によるもの	協議※2	
第三者に生じた損害の賠償責任	管理運営業務の範囲内で指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	管理運営業務の範囲内で岡山市の故意又は過失によるもの	○	
	管理運営業務の範囲内で管理物件の瑕疵により生じたもの		○
	管理運営業務の範囲外で管理物件の瑕疵により生じたもの	○	
	指定管理者の自主事業によるもの		○
	上記以外の原因によるもの	協議※2	
管理物件の損傷に対する修繕責任	指定管理者の管理運営業務により生じたもの		○
	老朽化により生じた軽微なもの ※1		○
	老朽化により生じた重大なもの ※1	○	
	不可抗力により生じた軽微なもの ※1		○
	不可抗力により生じた重大なもの ※1	○	
	老朽化、不可抗力により生じた損傷の応急復旧		○
	指定管理者の自主事業によるもの		○
	上記以外の原因によるもの	協議※2	
災害等による損害	指定管理者の従業員及び所有物件に生じたもの		○
	岡山市が、災害対策のために管理物件を使用したことによるもの	協議※2	
業務内容変更にかかる費用	行政上の理由による業務内容の変更に伴う経費の増加	○	
	指定管理者の提案に基づく指定期間中途の業務内容の変更に伴う経費の増加		○
利用者等への対応	管理運営業務及び指定管理者の自主事業に起因する苦情、要望、訴訟等への対応		○
指定期間終了にかかる費用	指定期間終了時の現状復帰に係る経費		○
その他※3		協議※2	

※1 軽微な修繕（1件につき100万円未満（消費税及び地方消費税を含む。））については指

定管理者の負担とし、重大な修繕（１件につき100万円以上（消費税及び地方消費税を含む。））については岡山市の負担とする。

なお、修繕の費用負担等の詳細については、別添１「上道駅南口自転車等駐車場ほか1施設指定管理業務仕様書」中の仕様書別表２のとおり。

※２ 協議に際しては、口頭・メール等で行った上で打合せ簿を作成することとする。

※３ 「その他」の例：自然災害、新型コロナウイルス感染症の感染状況等による業務の変更、中止、臨時休業等に関するもの。

指定管理者選定基準

分類	審査事項	着眼点
事業計画等	(1) 施設の設置目的・管理運営方針の理解〔合目的性〕 【20点】	
	① 管理運営に対する理念・基本方針	- 施設の設置目的、性格及び管理運営業務の範囲を十分に理解し、管理運営に対して明確かつ適切な理念や基本方針を持っているか。 - 指定管理者となることへの意欲が感じられるか。
	② 平等利用に関する方針	市民の平等な利用について考慮されているか。
	(2) 運営体制や組織〔責任性、実行性〕 【80点】	
	① 施設の管理運営に関する計画	- 施設の管理運営業務を適切に実施する計画となっているか。 - 施設・設備等のメンテナンスを適切に実施し、快適な施設環境を確保する計画となっているか。 - 経営実績のある施設の数及び規模が、指定する施設と同程度、又はそれ以上か。 - 安定的な管理運営を継続できるか。 - 市との連携が常にとれ、市からの指導や要請等に迅速に対応できる管理運営体制を確立する計画となっているか。
	② 職員配置・人材育成等に関する計画	- 施設の管理運営に必要な人員等が十分確保されているか。 - 業務分担に偏りがなく、また、勤務体制、勤務ローテーション等に無理はないか。 - 被用者の賃金は地域別最低賃金を上回っており、また、社会保険への加入など、被用者の労働条件に関する配慮はされているか。 - 施設の職員の資質や能力の向上を図るための研修計画があるか。
	(3) 社会的要請への対応〔社会性〕 【20点】	
	① 地域振興・活性化等への配慮	- 地元雇用に対する配慮はされているか。 - 地域振興・活性化等に寄与する計画があるか。また、内容は適切か。
	② 障害者・高齢者の雇用促進への配慮	- 団体等として高齢者の雇用促進に対する配慮はされているか。 - 団体等として障害者の雇用促進に対する配慮はされているか。
	③ 男女共同参画への配慮	団体等として男女が共同して働きやすい職場づくりをしているか。
	④ 環境保護への配慮	岡山市グリーンカンパニー、ISOなどを取得しているなど、環境保護への配慮はされているか。
	(4) 安全・安心の確保〔安全性〕 【30点】	
	① 安全対策・危機管理	- 事故の発生を予防するための対策、体制が用意されているか。 - 緊急時等の対応マニュアル及び連絡体制の整備や、職員への研修計画など、緊急時等に適切に対処する体制が用意されているか。
	② 個人情報保護に関する取り組み	個人情報保護に関する規程等の整備や、職員への研修計画など、適正な個人情報の保護に向けた体制が用意されているか。
	③ 情報公開等に関する取り組み	情報公開に関するマニュアル等を整備するなど、情報公開や監査請求に適切に対処できる体制が用意されているか。

事業計画等	(5) 施設の利用促進とサービス向上への取組み【独創性】		【５０点】
	① 利用促進への取組み	・施設の利用者増加に結びつく具体的な計画があるか。また、実現は可能か。（※自主事業を除く。）	
	② サービス向上への取組み	・市民サービスの向上に結びつく具体的な計画があるか。また、十分なサービス向上が見込まれるか。（※自主事業を除く。） ・苦情、要望等を正確に把握し、適切に対処する体制が用意されているか。また、市民サービスの向上に結びつくものとなっているか。	
	③ 自主事業計画	・施設の利便性向上に寄与する自主事業計画となっているか。 ・施設の利用者増加に結びつく自主事業計画となっているか。 ・計画期間や実施回数等は適切か。また、管理運営に支障のない計画となっているか。 ・収益が見込めるか。また、収益の利用目的は適切か。	
収支計画	(1) 適切な収支の算定【経済性】		【３００点】
	① 収支計画	・収支計画の積算（利用料金の設定含む）は妥当か。また、管理運営に支障のない積算となっているか。 ・年度別収支計画書については、支出科目ごとに、賃金水準の変動、最低賃金の今後の動向及び物価変動の状況等を反映した金額となっているか。	
	② 指定管理料	・指定管理料の提案額はいくらか。	

【合計 ５００点】

＊ いずれかの審査項目の内容で、評価点が得られなかった場合は、失格となることがあります。